

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年2月8日
【四半期会計期間】	第62期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)
【会社名】	国際チャート株式会社
【英訳名】	Kokusai Chart Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中之庄 幸三
【本店の所在の場所】	埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
【電話番号】	(048)728 - 8111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営管理統括部 部長 橋本 直人
【最寄りの連絡場所】	埼玉県桶川市赤堀一丁目30番地
【電話番号】	(048)728 - 8169
【事務連絡者氏名】	経営管理統括部 部長 橋本 直人
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第61期 第 3 四半期累計期間	第62期 第 3 四半期累計期間	第61期
会計期間		自2019年 4 月 1 日 至2019年12月31日	自2020年 4 月 1 日 至2020年12月31日	自2019年 4 月 1 日 至2020年 3 月31日
売上高	(千円)	3,487,751	2,873,166	4,582,790
経常利益	(千円)	71,017	92,607	111,710
四半期（当期）純利益	(千円)	55,339	73,405	97,024
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—
資本金	(千円)	376,800	376,800	376,800
発行済株式総数	(千株)	6,000	6,000	6,000
純資産額	(千円)	1,758,800	1,845,150	1,795,711
総資産額	(千円)	3,540,253	3,635,731	3,520,580
1 株当たり四半期（当期）純利益	(円)	9.22	12.23	16.17
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 (当期)純利益	(円)	—	—	—
1 株当たり配当額	(円)	1.50	2.00	4.00
自己資本比率	(%)	49.7	50.8	51.0

回次		第61期 第 3 四半期会計期間	第62期 第 3 四半期会計期間
会計期間		自2019年10月 1 日 至2019年12月31日	自2020年10月 1 日 至2020年12月31日
1 株当たり四半期純利益	(円)	1.99	6.48

- (注) 1．当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2．売上高には、消費税等は含んでおりません。
- 3．持分法を適用した場合の投資利益については、当社には関連会社が存在しないため記載しておりません。
- 4．潜在株式調整後 1 株当たり四半期（当期）純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 3 四半期累計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。
また、主要な関係会社における異動もありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第3四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により経済活動が停滞し、徐々に回復の兆しが見えたものの昨年末からの感染者が増加したことなどにより依然として先行き不透明な状況にあります。

このような状況のもと、当社は、在宅勤務や各種感染拡大防止対策を実施し、事業活動を運営してまいりました。外出自粛などにより物流・食品向けのラベル製品が好調であったものの、訪問制限などもあり営業活動は依然として厳しい状況でありました。生産面では引き続き内製化促進や原価低減に注力し、全社では経費の抑制などを行ってまいりました。

この結果、当第3四半期累計期間の業績は、売上高は2,873百万円（前年同四半期比17.6%減）、営業利益は88百万円（前年同四半期比19.0%増）、経常利益は92百万円（前年同四半期比30.4%増）、四半期純利益は73百万円（前年同四半期比32.6%増）となりました。

財政状態の分析は、次のとおりであります。

（資産）

当第3四半期会計期間末における流動資産は、前事業年度末に比べ161百万円増加し2,021百万円となりました。これは主に受取手形及び売掛金が937百万円、関係会社短期貸付金が50百万円増加したこと、短期貸付を実施したことなどにより現金及び預金が800百万円減少したことなどによるものであります。

固定資産は、前事業年度末に比べ46百万円減少し1,613百万円となりました。これは主に有形固定資産が47百万円減少したことなどによるものであります。

この結果、総資産は、前事業年度末に比べ115百万円増加し3,635百万円となりました。

（負債）

当第3四半期会計期間末における流動負債は、前事業年度末に比べ37百万円増加し1,108百万円となりました。これは主に支払手形及び買掛金が38百万円増加したことなどによるものであります。

固定負債は、前事業年度末に比べ27百万円増加し682百万円となりました。これは主に借入れの実施により長期借入金が22百万円、繰延税金負債が9百万円増加したことなどによるものであります。

この結果、負債合計は、前事業年度末に比べ65百万円増加し1,790百万円となりました。

（純資産）

当第3四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ49百万円増加し1,845百万円となりました。これは主に利益剰余金が46百万円増加したことなどによるものであります。

この結果、自己資本比率は50.8%（前事業年度末は51.0%）となりました。

(2) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当第3四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(3) 研究開発活動

当第3四半期累計期間における研究開発活動の金額は、43百万円であります。

なお、当第3四半期累計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(千株)
普通株式	20,000
計	20,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(千株) (2020年12月31日)	提出日現在発行数(千株) (2021年2月8日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	6,000	6,000	東京証券取引所 J A S D A Q (スタンダード)	単元株式数100株
計	6,000	6,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年10月1日～ 2020年12月31日	—	6,000	—	376,800	—	195,260

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2020年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,998,900	59,989	—
単元未満株式	普通株式 1,100	—	—
発行済株式総数	6,000,000	—	—
総株主の議決権	—	59,989	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が500株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。
なお、単元未満株式に自己株式60株が含まれております。

【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数(株)	他人名義 所有株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表についてEY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,055,454	254,894
受取手形及び売掛金	591,812	1,529,485
商品及び製品	137,943	112,495
仕掛品	9,051	8,344
原材料	57,779	57,103
関係会社短期貸付金	-	50,000
その他	9,172	10,787
貸倒引当金	550	1,260
流動資産合計	1,860,663	2,021,850
固定資産		
有形固定資産		
建物	1,520,344	1,524,061
減価償却累計額	1,142,507	1,157,239
建物（純額）	377,836	366,822
構築物	124,538	124,538
減価償却累計額	98,265	99,638
構築物（純額）	26,272	24,899
機械及び装置	1,782,114	1,787,479
減価償却累計額	1,521,640	1,552,386
機械及び装置（純額）	260,473	235,093
車両運搬具	4,115	4,449
減価償却累計額	4,115	4,171
車両運搬具（純額）	0	278
工具、器具及び備品	299,270	287,632
減価償却累計額	250,215	245,804
工具、器具及び備品（純額）	49,054	41,827
土地	881,366	881,366
建設仮勘定	3,169	-
有形固定資産合計	1,598,173	1,550,286
無形固定資産		
ソフトウェア	24,721	22,557
その他	2,556	2,556
無形固定資産合計	27,277	25,113
投資その他の資産		
投資有価証券	34,159	38,233
その他	2,046	1,955
貸倒引当金	1,740	1,708
投資その他の資産合計	34,465	38,481
固定資産合計	1,659,916	1,613,881
資産合計	3,520,580	3,635,731

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	933,973	972,972
1年内返済予定の長期借入金	-	13,332
未払法人税等	17,146	3,271
賞与引当金	24,871	-
その他	94,659	118,789
流動負債合計	1,070,651	1,108,365
固定負債		
長期借入金	-	22,224
繰延税金負債	180,928	190,084
退職給付引当金	440,599	438,268
資産除去債務	160	-
その他	32,530	31,640
固定負債合計	654,217	682,216
負債合計	1,724,869	1,790,581
純資産の部		
株主資本		
資本金	376,800	376,800
資本剰余金	195,260	195,260
利益剰余金	1,213,775	1,260,181
自己株式	29	29
株主資本合計	1,785,805	1,832,211
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,905	12,938
評価・換算差額等合計	9,905	12,938
純資産合計	1,795,711	1,845,150
負債純資産合計	3,520,580	3,635,731

(2) 【四半期損益計算書】

【第3四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	3,487,751	2,873,166
売上原価	2,865,979	2,251,422
売上総利益	621,771	621,743
販売費及び一般管理費	547,835	533,741
営業利益	73,936	88,002
営業外収益		
受取利息	991	398
受取配当金	949	918
受取手数料	465	400
助成金収入	1,178	6,888
その他	164	107
営業外収益合計	3,749	8,713
営業外費用		
固定資産処分損	5,378	1,122
為替差損	971	2,130
その他	318	854
営業外費用合計	6,668	4,107
経常利益	71,017	92,607
税引前四半期純利益	71,017	92,607
法人税、住民税及び事業税	11,606	11,000
法人税等調整額	4,071	8,202
法人税等合計	15,677	19,202
四半期純利益	55,339	73,405

【注記事項】

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の（追加情報）（新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り）に記載した新型コロナウイルス感染症に関する仮定及び会計上の見積りについて、重要な変更はありません。

(四半期貸借対照表関係)

四半期会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当第3四半期会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期会計期間末日満期手形が四半期会計期間末日残高に含まれております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当第3四半期会計期間 (2020年12月31日)
受取手形	— 千円	4,790 千円
支払手形	—	79,079
その他（設備関係支払手形）	—	715

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第3四半期累計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)	当第3四半期累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	68,797千円	68,621千円

(株主資本等関係)

前第3四半期累計期間(自 2019年4月1日 至 2019年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月8日 取締役会	普通株式	8,999	1.5	2019年3月31日	2019年6月20日	利益剰余金
2019年10月31日 取締役会	普通株式	8,999	1.5	2019年9月30日	2019年11月25日	利益剰余金

当第3四半期累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年5月7日 取締役会	普通株式	14,999	2.5	2020年3月31日	2020年6月25日	利益剰余金
2020年10月30日 取締役会	普通株式	11,999	2.0	2020年9月30日	2020年11月24日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第 3 四半期累計期間 (自 2019年 4 月 1 日 至 2019年12月31日)	当第 3 四半期累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年12月31日)
1 株当たり四半期純利益	9 円22銭	12円23銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	55,339	73,405
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	55,339	73,405
普通株式の期中平均株式数(千株)	5,999	5,999

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2 【その他】

2020年10月30日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ)配当金の総額..... 11,999千円

(ロ) 1 株当たりの金額..... 2 円00銭

(ハ)支払請求の効力発生日及び支払開始日..... 2020年11月24日

(注) 2020年 9 月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年 2 月 8 日

国際チャート株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	前	川	英	樹	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	寶	野	裕	昭	印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている国際チャート株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の第3四半期会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、国際チャート株式会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか

か結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) １．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

２．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。